

第 60 号議案

町及び字の区域の変更の件

次のとおり町及び字の区域を変更する。

令和 2 年 9 月 18 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

宅地造成に伴うもの

西神住宅第 2 団地（西区）

変 更 前			変 更 後	備 考
町	小 字	地 番	町	
櫛谷町 池谷	大谷	50 の 26, 50 の 27, 50 の 28, 50 の 29, 50 の 62, 50 の 78, 77 の 6	井吹台 北町 3 丁目	1 変更前の欄の区域に介在する道路及び水路の一部は、変更後の欄の区域に編入する。 2 変更前の欄の地番は、令和 2 年 7 月 14 日現在の地番である。
	城ヶ谷	145 の 3, 145 の 4, 145 の 5, 145 の 20, 145 の 27, 145 の 34, 145 の 45, 156 の 1, 157		
	山ノ谷	228 の 8, 228 の 9, 228 の 33, 228 の 34, 228 の 35, 228 の 56, 228 の 59, 228 の 64, 228 の 71, 239 の 2, 240 の 1, 241, 242 の 1, 243, 244 の 2, 311 の 3, 311 の 6, 311 の 9		
	光松	318 の 1, 319 の 9, 319 の 11, 319 の 16		
櫛谷町 福谷	五ヶ谷	29 の 3, 29 の 4, 29 の 10, 29 の 17, 29 の 18, 29 の 19, 29 の 23	井吹台 北町 5 丁目	
	縁谷	159, 160, 161, 162, 162		

	<p>の 1 , 162 の 2 , 163 の 1 , 164 の 1 , 167 の 5 , 168 の 3 , 168 の 4 , 168 の 5 , 168 の 6 , 168 の 7 , 168 の 8 , 168 の 9 , 168 の 10 , 168 の 11 , 168 の 11 の 1 , 168 の 12 , 168 の 13 , 168 の 14 , 168 の 15 , 168 の 16 , 168 の 17 , 168 の 18 , 168 の 19 , 168 の 20 , 168 の 21 , 168 の 22 , 168 の 24 , 168 の 25 , 168 の 26</p>
三ツ松	<p>169 , 170 , 171 の 1 , 172 の 1 , 177 の 1 , 177 の 2 , 177 の 3 , 177 の 12 , 177 の 14 , 185 の 1 , 186 , 187 , 188 , 189 , 190 , 191 , 192 , 193 , 194 , 195 , 196 , 197 , 198 ・ 198 の 1 合併 , 199</p>
口縁谷	200
助廣	<p>339 の 3 , 339 の 4 , 339 の 5 , 339 の 10 , 339 の 11 , 339 の 12 , 339 の 13 , 339 の 14 , 339 の 15 , 339 の 16 , 339 の 24 , 339 の 26 , 339 の 27 , 339 の 28 , 339 の 29 , 339 の 30 , 339 の 31 , 339 の 32 , 339 の</p>

		33, 339 の 34, 339 の 36, 339 の 37, 339 の 38, 339 の 49, 339 の 55, 339 の 58	
櫛谷町 寺谷	櫛谷	1242 の 50, 1242 の 68	
櫛谷町 池谷	小谷	19 の 1 , 19 の 12	
	大谷	50 の 2 , 50 の 3 , 50 の 4 , 50 の 25, 50 の 37, 50 の 38, 50 の 42, 50 の 43, 72 の 1 , 73 の 1 , 74, 74 の 2	

(議案参照図)

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

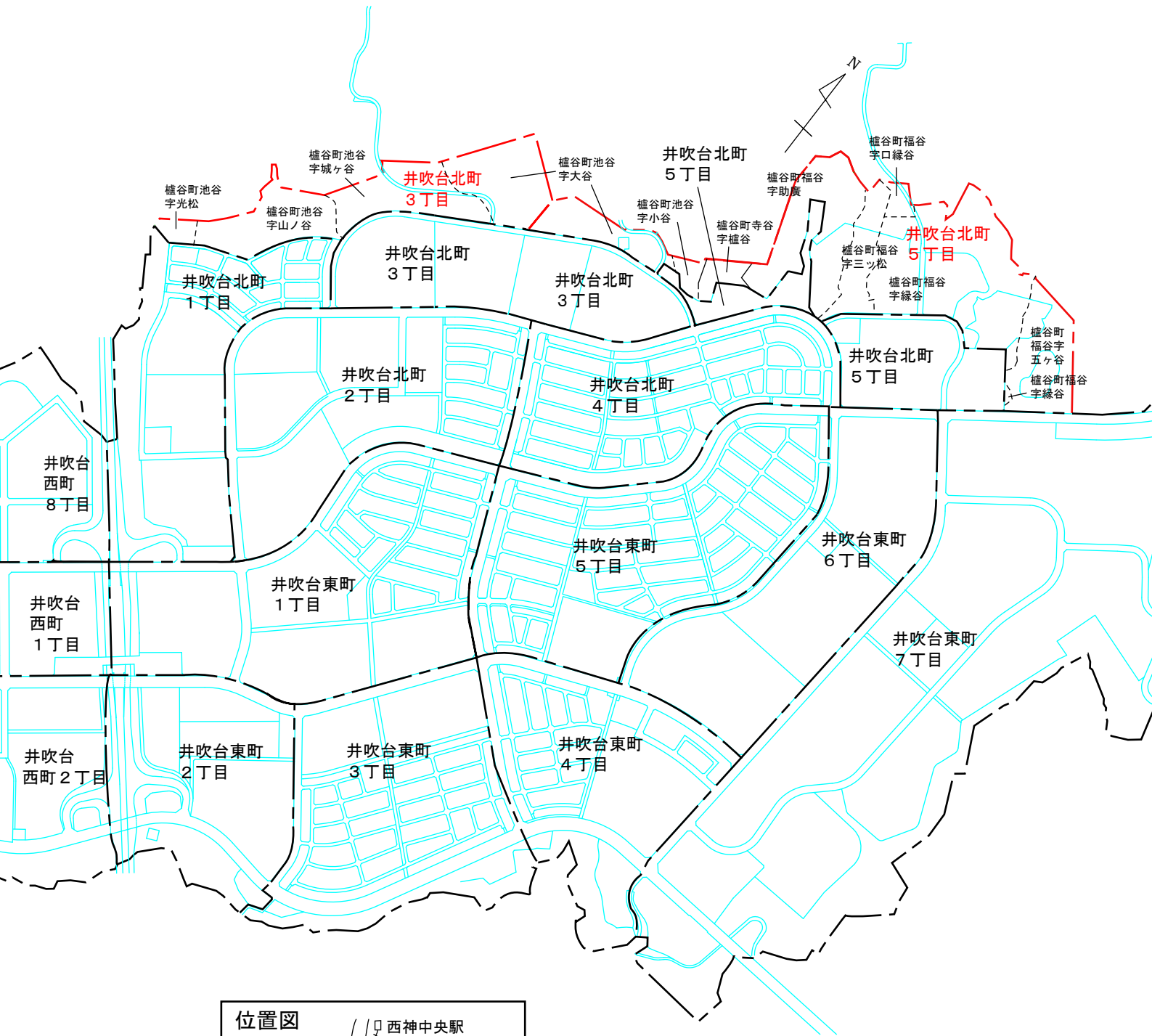
(参 考)

地方自治法 ぬきがき

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2, 3 略

議案参照図 西神住宅第2団地（西区）町字区域変更図



凡 例	
— — —	新 町 界
赤 字	新 町 名
— — —	現 町 界
— — —	現 字 界
黒 字	現町・字名

縮尺 1:10,000